



Title	サルコジ2006年移民法における『選ばれた移民』政策：新しい移民統合モデルと『制度化された移民政策』システムを求めて
Author(s)	東村, 紀子
Citation	国際公共政策研究. 2010, 15(1), p. 137-150
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/11675">https://hdl.handle.net/11094/11675</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# サルコジ2006年移民法における『選ばれた移民』政策 —新しい移民統合モデルと『制度化された移民政策』システムを求めて

## The “Selected Immigration” Policies of Interior Minister Sarkozy’s 2006 Immigration Law —the Search for a New Immigration Integration Model and a System for the Organized Immigration Policy (*Immigration Organisée*)

東村紀子\*

Noriko HIGASHIMURA\*

### Abstract

This paper analyzes France's recent year's immigration policies, and particularly, the decision-making process of that led to the enactment of Interior Minister Sarkozy's 2006 Immigration Law. In addition, this paper also analyzes the influences of the 2002 presidential election and other decision-making factors that changed the direction of the existing 'Immigration Integration Model' and led to the enactment of the 2006 Immigration Law.

**キーワード：**サルコジ2006年移民法、移民統合モデル、「選ばれた移民」政策、  
「制度化された移民政策」、EU共通移民政策

**Keywords :** Sarkozy 2006 Immigration Law, Immigration Integration Model,  
The “Selected Immigration (*Immigration Choisie*)” Policies,  
Organized Immigration Policy (*Immigration Organisée*),  
European Union's Common Policy on Immigration Politics

---

\* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

## はじめに

2006年2月にフランス・パリにおいて開催された省間会議において、サルコジ（Nicolas Sarkozy）内相（当時）は、後にサルコジ2006年移民法として制定されることになる法律の草案を発表した<sup>1)</sup>。その草案で同内相は「選ばれた移民」という表現を用い<sup>2)</sup>、フランス政府は今後、フランス国内への経済的貢献度に応じて移民を選択的に受け入れ、そのシステムを制度化していく必要があると強調した。

サルコジ内相は2002年の就任以来、既存の移民統合モデルは既に破綻したと繰り返し主張し続けており、2003年移民法の策定過程においては、フランス社会に統合できないまま増え続ける移民と、治安悪化との相関関係を国民に訴えた<sup>3)</sup>。そして2006年移民法の策定段階に至っては、移民個人の仏国内経済への貢献度という新しい基準を設けるとともに、その基準に合致しない移民の流入を抑制し排除するという、フランスの移民政策の歴史において例を見ない統合概念を創出した。従来、仏政府は、移民個人が共和国概念に基づいた統合モデルを受け入れる限りにおいて、移民個人の属性を理由に一般社会から排除されないと主張する立場をとってきた。また1970年代半ばから、仏政府による新規移民の受け入れが抑制される動きが徐々に顕在化していたが、人種差別とリンクされて捉えられるがちな「移民」の問題について政治的議論を行うことはタブーとされてきた。ところがサルコジ内相は、2002年大統領選挙直後より、従来の政府による統合モデルの限界を示すとともに、社会党が推進してきた人道最優先主義を、無責任かつ無秩序な放任主義として徹底的に批判した。その上で、経済的・社会的安定を目指した社会を形成するために、今日の世相に則した移民の統合概念と制度化された移民政策を、あらためて再構築していく必要性を訴えた<sup>4)</sup>。

ではなぜ、近年においてフランスの移民統合モデルに変化が生じたのであろうか。また、2002年

1) "Les principales mesures de l'avant-projet de loi sur l'immigration", *Le Monde*, 8 Février, 2006.

2) サルコジ内相は“immigration choisie et non plus subie”という表現を使用したとして、メディアで報道された。一般に同内相の移民政策を扱った論稿においては、「選ばれた移民政策」と省略された言葉で表わされており、メディアでも“immigration choisie (選ばれた移民)”という部分だけを表現していることが多い。しかし、原語に忠実に訳すならば「選ばれた移民を。押し付けられる（我慢をさせられる）移民はもういらない」という意味である。サルコジ内相は、従来のフランス政府も全ての移民を歓迎していたわけではなく、移民を受け入れざるを得ない歴史的経緯があり、特に不法移民の存在によってフランス社会は多大なる迷惑を被ってきた側面があったことを強調した。“Nicolas Sarkozy précise son avant-projet de loi relative à l'immigration et à l'intégration”, *Le Monde*, 5 Février, 2006.

3) サルコジ内相は月ごとの犯罪件数と犯罪内容の内訳を統計で示し、特に大都市郊外における犯罪率の高さを意識するよう、国民に呼びかけていた。またこれらの治安悪化現象は、不法移民による犯罪であることを指摘していた。“SÉCURITÉ: le Conseil de sécurité intérieure sera institué, a annoncé mardi 14 mai l'Elysée, conformément à l'engagement de Jacques Chirac”, *Le Monde*, 16 Mai, 2002. なお、フランスでは移民の出身国や国籍別内訳による統計作成が禁止されており、調査対象が外国人であることを理由とした統計作成も禁じられているため、公に犯罪被疑者の国籍や出自が明らかになることは認められていない。本稿筆者が2010年5月6日、FNのブルーノ・ゴルニッシュ（Bruno GOLLNISCH）副党首にインタビューを行った際、同副党首は同党的方針として、こうした統計作成時における禁止事項や一般にポリティカルコレクトネスとされている禁忌事項を全面的に撤廃すべきと主張することと、犯罪者の内訳を国籍別・地域別に区別して国民に公開していくべきとする考えを強調した。

4) Tandonnet, Maxime. *Immigration: sortir du chaos*. Paris: Flammarion, 2006. なお、本稿筆者は2010年5月11日にパリの大統領府エリゼ宮において、サルコジ2003年移民法、サルコジ2006年移民法、オルトフー2007年移民法の草案を作成したマキシム・タンドネ（Maxime Tandonnet）大統領府移民政策担当顧問にインタビューを行った。その際、タンドネ移民政策担当顧問は、サルコジ内相が2006年移民法の骨子を説明する際に使用した“immigration choisie”という言葉の趣旨が、その後、マスコミによって誤用・濫用され、本来の政策目的としていた概念が歪曲されたことを指摘した。その上で、そもそもは“immigration organisée”（「制度化された移民政策」「秩序に則った移民政策」）を目指していた政策であり、それまで整備されていなかった移民の受け入れ基準及び滞在許可付与基準の制度化を目標とした政策であったことを強調した。

以降の移民政策は、フランスにおける既存の移民統合モデルに何をもたらしたのであろうか。この問い合わせるために、本稿ではまず、2002年の大統領選挙以後から2006年移民法が策定されていくまでの文脈の中で、同法がどのような政治的背景や過程を経て策定されたのか、フランス国内における政治過程の要因分析を行う。さらに国際的要因に目を向けてみると、マーストリヒト条約批准以降、移民政策はEU加盟国間における共同政策分野に組み込まれるとともに、EU共通の移民政策が各国の国内政策に優先するようになった。EUにおける共同体化が進む中、もとより各国の国内経済や社会福祉政策と密接に結びつく政策分野とされてきた移民政策は、近年においては以前よりもして、加盟国間及び各国と欧州委員会との間における利害及び駆け引きが意識される、極めてセンシティブかつ進展が困難を極める政策分野となってきた。ところが、こうした状況にもかかわらず、2005年1月に提出されたEU緑書には、それぞれの加盟国が受け入れる移民の構成比率をEUが定め、国籍別・職業別によるクォータ制度の導入を検討するよう申し入れる内容が盛り込まれていた。この動きに対し、フランスはどう対応し、また自国への政治にどのように反映させていくのかを、本稿において明らかにする。また、2007年大統領選挙への出馬を睨むサルコジ内相が、当時、どのように移民問題を自身の選挙アジェンダ対策に取り込み、移民政策の厳格化を推し進めていったのかについても分析を行う。

さて従来、フランスの統合政策モデルとは、多様な個人を平等に扱うことが基本原則とされ、出自や宗教、人種や使用言語などの個人の属性に関する差異を理由に差別することや、また差異に基づくマイノリティ集団に特権を付与することは、共和国モデルに違反すると捉えられてきた。ところが、長年にわたる厳しい雇用情勢や、外国人の定住化に伴う宗教問題が可視化するにつれ、特に非ヨーロッパ系移民の社会的参入が困難を極めるようになり、現実社会においては個人の平等が実現されにくくなつた。特に移民系若年層にとって、言葉や学歴の壁を克服することは容易でなく、こうした障壁がフランス社会への統合を妨げていることは、1970年代後半から既に指摘されていた問題であった<sup>5)</sup>。そして2005年10月にパリ郊外を中心として起きた大規模な暴動は、平等理念に立脚しているはずの統合モデルがもはや全く機能せず、移民がフランス社会の中で受けてきた積年の拒絶に耐えかねた結果起きた事件として、メディアは大々的に取り上げた。そして一連の暴動行為はフランス国内で收拾がつかなかつたばかりか、やがて移民問題を抱える近隣欧州各国にまで飛び火し、多くの移民を受け入れてきた欧州諸国共通の社会問題へと発展していった<sup>6)</sup>。

この2005年暴動については、当時の様子を報じた解説や、暴動が起きた背景を社会学的視点から捉えた文献が数多く見られる<sup>7)</sup>。これらの文献においては、2005年暴動に象徴される移民問題の根

5) Weil, Patrick. *La République et sa diversité: immigration, intégration, discrimination*. Paris: Seuil, 2005. Body-Gendrot, Sophie et Catherine Wihtol de Wenden. *Sortir des banlieues*. Paris: Autrement, 2008. 中野裕二『フランス国家とマイノリティ－共生の共和制モデル』国際書院、1996年。中野裕二「移民の統合の共和国モデルとその変容」『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009年。

6) ベルギーやドイツでは、車両に対する放火事件が相次ぎ、オランダやイギリスでも、フランスの暴動行為を模倣した騒擾事件が起り、不審者が拘留された。当時、ヨーロッパ各首脳は、フランスの暴動に関する報道を受け、いずれ自国にも波及しうる問題である問題であり、表面化するのは時間の問題であるとして危機感を高めていた。

7) Ossman, Susan and Susan Terrio. "The French Riots: Questioning Spaces of surveillance and Sovereignty." *International*

深さと、フランス特有の同化政策や既存の移民統合政策の行き詰まりが指摘され、共和国精神やフランス的統合概念をあらためて問い直す、多くの示唆に富んだ分析が行われている。また、2006年移民法の内容について詳細に分析・紹介した文献や<sup>8)</sup>、2005年暴動と2006年移民法との関連性を示した文献も見られる<sup>9)</sup>。確かに2005年暴動は、移民統合モデルの限界と、潜在的に移民を排除する傾向が強まってきたフランス社会により、自らの存在が拒否されたと感じるイスラム系移民の憤懣とが、物理的暴力を介して一気に表出した出来事であった。そしてこの一連の暴動は、政府が秩序と治安回復の観点から、不法移民を取り締まる強化策を打ち出す一つの契機となった。また、2005年暴動の余韻と社会不安が冷めやらないうちに、サルコジ内相が2006年移民法に基づく取り締まり内容を次々と発表したことから、一般に2005年暴動と2006年移民法策定の文脈が同一視される傾向を指摘できる。実際、筆者がフランス社会党傘下の労働組合において聞き取り調査を行った際、近年、排外主義傾向にある移民法や移民政策と、2005年暴動との密接な関わりが指摘された<sup>10)</sup>。しかし本稿では、2006年移民法が策定された背景には、2005年暴動とは全く別の要因や背景も存在したことを指摘する。つまり、2006年移民法の起草段階において初めて「選ばれた移民」という、選民思想を思わせる新しい言葉と概念が打ち出された一方で、同法は2002年大統領選挙の折に顕在化した極右政党の躍進現象と、翌年にサルコジ内相が不法移民と治安対策との相関関係をリンクさせて策定した2003年移民法の流れを汲みつつ、2003年移民法策定当時には盛り込まれていなかった不法移民と家族移民流入の防止対策を補完・強化した法律であった、という点を、本稿では指摘したい<sup>11)</sup>。事実、両法ともに移民流入を食い止め、不法移民やフランス経済にとって負担となる移民を排外する基本方針や目的は変わっていない。そもそも2003年移民法は、2002年大統領選挙を契機とした政治的潮流及び治安の改善を求める社会的要請の申し子として策定された法律であり、2006年移民法もまた、2003年移民法の概念をより明確化・厳格化した上で、経済的視点をより重視した移民選別制度を導入した法律である。ところが現時点において、2006年移民法を、2003年移民法策定時からの連続した文脈の中で捉えた研究は非常に限定期的であり、個別の法内容の特徴を解釈している文献が多くを占めている。

さらに本稿においては、いまや国家的枠組みを超えた、もう一つの大きな政治的潮流にも着目する。2000年以降、欧州統合が進むにつれ、欧州連合（EU）レベルでの共通政策が各加盟国における

Migration, Vol. 44, No.2 (2006), pp. 6-21. Oberti, Marco. "The French republican model of integration: The theory of cohesion and the practice of exclusion." *New Directions for youth development*, vol.119 (2008), pp.55-68. Wenden, Catherine Wihtol. "Urban Riots in France." *The Johns Hopkins University Press*, vol. 26 (2006), pp.47-53. 及川健二『沸騰するフランス』花伝社、2006年。山本美春『フランス・ジユネスの反乱－主張し行動する若者たち』大月書店、2008年。宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年。宮島喬編『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009年。

8) サルコジ2006年法が策定されたことによって改正された法内容を、細部にわたって述べているものとしては、高山直也「フランスにおける不法移民対策と統合」『外国の立法』2006年11月号、72-90頁が挙げられる。

9) 鈴木尊紘「フランスにおける2007年移民法－フランス語習得義務からDNA鑑定まで」『外国の立法』2008年9月号、14-35頁においては、近年の移民法改正内容に焦点を当てながら、2005年暴動と2003年移民法、2006年法との強い関連性を指摘している。

10) 2010年5月6日、CFDT (Confédération Française Démocratique du Travail) パリ本部におけるオマール・ベンファイドOmmar Benfaïd経済・社会部局事務局長とのインタビューにおいて。

11) 国民議会において2006年移民法の第一読会が行われた際、サルコジ内相は党派を超えた多くの議員から、その政策の意図について、2003年移民法に基づく移民政策が失敗したためではないかと厳しく追及された。

る各分野の政策に影響力を持つようになり、各国内の社会における様々な既存のモデルに影響を与えるようになった。移民政策もまた例外でなく、EUにおける政治統合の動きの中で、内務政策や司法政策、外交政策や経済政策にまたがる重要な協力政策に組み込まれるとともに、各国の移民政策がもはや国政レベルを超えて、EU加盟国間共通の政策課題として認識されるようになった。現在では、EUという超国家的機関から発せられる拘束事項に迅速に対応すべく、国内政策においては国内の移民問題を取り組む一方で、対EU政策としても足並みの揃った対応を迫られ、今も試行錯誤が繰り返されている。しかし、フランスにおける移民政策を分析対象とした研究の中でも、EU共通の移民政策による、フランス国内の移民政策への影響について言及している研究は極めて限られている<sup>12)</sup>。そこで本稿では、今も加盟国の国家主権が尊重され、各国に一定の留保が認められている形をとりながらも、一方ではEUという超国家的機構による勧告や取り決めが、フランス国内における既存の移民統合モデルに少なからぬ影響を与えているということについても言及する。

## 1. サルコジ2006年移民法の政策形成過程

サルコジ内相は2002年に、そのポストに就任した直後から、不法移民による犯罪率増加や治安悪化の現象といった一連の現象は、社会党を中心とした前政権による不法移民に対する寛容な滞在合法化措置と、仏国籍の安易な付与の結果であると繰り返していた。当時、サルコジ内相の状況認識においては、不法移民や家族連れの貧しい移民は生活に困窮した結果、薬物売買や窃盗、放火や殺人などの凶悪犯罪に関与する可能性が高く、仏国内における不安定化を招く元凶と捉えていた。よって同内相は、国内社会に秩序と安寧を取り戻すためには、まずは警察権限を一層強化させて治安を回復するとともに、不法移民を早急に国外退去させ、家族移民の入国及び滞在制限をより厳格化していくことこそが緊急課題であるとして、2003年移民法を成立させた。同法策定当時は、おりしもイスラム系女性のスカーフ着用問題<sup>13)</sup>をめぐる論争が、国内世論を二分する政治問題として注目を集めており、政教分離原則や移民統合システムの見直しが叫ばれていた頃であった<sup>14)</sup>。同法は成立後も、特にイスラム系移民やアフリカ系移民の排除を目的とした法律であるとして、様々な批判や議論を呼んだ。また、それまでのフランス的共和主義と移民統合システムを当然視してきた仏政府は、イスラム系住民によるモスク建設の要求や、公営施設における男女隔離の要求などの動きの顕在化を、共和国概念及び政教分離原則を揺るがしかねない重大かつ差し迫った問題として

12) 若松邦弘「欧洲連合による移民政策」『移民政策の国際比較』219–243頁では、冷戦終了やEU圏が拡大したことにより「東から西への流れ」が生じるとともに、内戦や民族紛争などを理由に難民などが大量に西欧に流れ込んでくる「南から北への流れ」が生じたことを指摘している。そしてEUという共同体においても国ごとに共通移民政策には温度差が見られ、移民や難民の受け入れは各国の裁量に任せるべきとする考えが根強くあることを指摘している。

13) 政教分離が原則のフランスにおいて、公の場でイスラム教女性がスカーフや全身ブルカを着用する権利を認めるか否かの議論。共和国が個人の信教の自由を保障するならば、スカーフ及びブルカ着用は当然の権利として認めるべきと主張するイスラム教信者の女性側と、政教分離・平等原則・中立性を理由として、宗教的象徴であるスカーフやブルカの着用を認めない雇用者や教育現場、官憲との間の対立が社会問題となった。当時、サルコジ内相は今後において一切、スカーフやブルカを着用した状態での個人身分証明書を、公的書類として認めない旨の演説を行ったことにより、イスラム系移民及びイスラム系団体からの反発を招いた。

14) Lorcier, François. *La politisation du voile*. Paris: L'Harmattan, 2005.

捉えてきた。こうした中、2005年暴動が勃発した。

2005年暴動への対策にあたっては、国民運動連合（UMP）内部においても、移民政策に関する立場の相違があることを浮き彫りにした。特にシラク（Jacques Chirac）大統領とドヴィルパン（Dominique Galouzou de Villepin）首相は、サルコジ内相とは異なり、移民に対して融和的な政治的立場をとった<sup>15)</sup>。そのため、2002年から一貫して不法移民を厳格に取り締まり、右派左派という対立軸を超えた現実的かつ即効性のある移民政策を目指してきたサルコジ内相にとって、2005年暴動は早急なる治安回復を迫られる出来事であると同時に、移民の統合政策の限界点を突きつけてくる周囲に対し、自らの政治手腕で対抗していかなければならない大きな難問であった。まさしく四面楚歌ともいえる状況において、同内相は移民政策をどのように変化させていったのか。本節では2005年に発生した一連の暴動をめぐる政治家間の駆け引きにも注目しながら、サルコジ2006年移民法が策定されていく過程について明らかにする。

### 1.1 2005年暴動に対する政府の対応

2005年10月末の暴動勃発を受けて、サルコジ内相はとりわけ混乱の著しい激しい地域を視察した。しかし、訪問先で内相は暴徒らから罵声を浴びせられ、サルコジ内相もまた彼らを「社会のクズども<sup>16)</sup>」、「ごろつきを放水機で一掃しろ」などといった激しい言葉で罵倒する姿が、多数のメディアで報道された。このような同内相の態度は、左派政治家や人権団体だけでなく、UMP所属の地方議員からさえも非難の的となった。一方、以前からサルコジ内相を内部政敵として嫌っていたシラク大統領やドヴィルパン首相は沈黙を守りつつも、今回の騒動による同内相の人気低落を期待していると報じられた<sup>17)</sup>。ところが、シラク大統領やドヴィルパン首相の沈黙を貫く態度にメディアの批判が集中するようになると、今度はシラク大統領が閣僚会議の場でサルコジの政策を厳しく批判し始め<sup>18)</sup>、ドヴィルパン首相も国民議会において、政府が理性的に一致団結して暴動に対処していく姿勢であることを強調した。

このように政府内でも足並みが揃わない中、サルコジ内相は「選ばれた移民」政策の皮切りとして、フランスにおける留学生の受け入れを厳格化する方針であることを発表した<sup>19)</sup>。左派政党は

15) ただし、2002年10月14日の演説において、シラク大統領は移民の第二世代を対象とした治安対策強化を推進していく意向を明らかにしている。浪岡新太郎「宗教・参加・排除」『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009年、75頁。

16) サルコジ内相が暴動行為の激しい地区を視察した際、ある移民青年が階上から同内相に対して言葉による挑発行為を行ったため、内相も「racailles!」と罵って応戦した。“racaille”とは、「最下層民、ごろつき連中、社会の屑」という意味があり、特にベガグ（Azouz Begag）雇用機会均等省大臣をはじめとする多くの社会党議員は、サルコジ内相の発言を、危険なデマゴーグによるポピュリズム政治として激しく非難し、昨今における同内相の治安対策を、極右の政治手法を模倣したものとして批判した。“Emeutes de Clichy-sous-Bois: les interventions de Nicolas Sarkozy sont contestées, même à droite”, *Le Monde*, 1 Novembre, 2005. “Azouz Begag, principal opposant à Nicolas Sarkozy”, *Le Monde*, 2 Novembre, 2005.

17) パリ郊外暴動への政府側の対応として、ドヴィルパン首相は、政府が一丸となって事態の鎮静化に向けて取り組んでいることを強調し続けたが、首相府における通達文や、発電所で感電死した少年の遺族に対する哀悼文では、サルコジ内相の失策や失言を厳しく批判していた。

18) “Clichy-sous-Bois: Chirac appelle au calme. Villepin promet un plan d'action-Jacques Chirac appelle au calme et au respect de loi”, *Le Monde*, 2 Novembre, 2005. 閣議においてシラク大統領はサルコジ内相の挑発的言動を批判した。しかし11月4日付の『ル・モンド』紙は、サルコジ内相の一連の対応を移民に対する挑発的態度として批判する一方で、シラク大統領やドヴィルパン首相についても、5日間にわたって沈黙し続けたことを批判する文章を掲載した。*Le Monde*, 4 Novembre, 2005.

19) フランスに長期滞在する予定の留学生が、滞在許可証を申請する場合を対象としている。サルコジ内相は今後、留学生のフ

こうしたサルコジ内相の姿勢を、内相自らの政治目的と個人的野心のために、無責任な扇動行為を行っていると批判し、内相辞職を要求した<sup>20)</sup>。しかしサルコジ内相は、自らの主導する移民政策の正当性をあらためて強調し、昨今における選挙の棄権率上昇やFNの支持率上昇は、建前論のみを並べ、現実的な移民政策への着手を先送りにしてきた伝統的右派や、不法移民を野放しにしたりベラル派の政党に対する愛想尽かしの結果であると批判した。さらに緊急課題である失業問題に関しても、未だ政府は実効性のある政策を打ち出せないでいるとして、シラク大統領とドヴィルパン首相を非難した。

## 1.2 2006年移民法の発表－「押し付けられた移民」と「選ばれた移民」との選別政策

右派からも左派からも様々な批判を受けながら、サルコジ内相は独自の対移民政策を進めていった。サルコジ内相は、増えすぎた移民人口が国内社会及び国内経済全体の負担になっていると述べ、特に不法移民が多く存在することによる財政負担に焦点を当てるようになった。サルコジ内相は具体的な例として、就学児童を持つ不法移民やサン・パピエ<sup>21)</sup>の親が、就学児童が家庭にいることを口実にフランスに長期不法滞在するケースを取り上げ、そうした移民家庭がフランスの医療保障制度や教育制度に多大な負担をかけていると非難した<sup>22)</sup>。加えて、滞在許可取得目的の（国際）偽装結婚が後を絶たない現状を指摘し、家族的つながりを悪用する不法移民の摘発に全力を擧げていく意向を表明した。そして今後、2006年移民法を策定した上で、治安対策プラス経済政策としての取り締まりを加味した移民政策を推し進めていく方針を明らかにした。

こうした動きのなかで2006年移民法の策定がいよいよ現実味を帯びてくると、今までサルコジ内相に対してことごとく批判的であり、もっぱら不法移民やサン・パピエに対しては融和的立場を示していたシラク大統領とドヴィルパン首相が、同内相の掲げる選択的移民制度の支持へと方針を切り替えていった。ドヴィルパン首相は、各国に所在するフランス大使館に対し、フランスでの長期滞在を希望する外国人の入国理由や滞在理由、人物を詳細に調査・厳選した上でビザを付与するよう要請し<sup>23)</sup>、シラク大統領は年頭の大統領所信演説において、移民の家族呼び寄せ制度を悪用し

---

ラス滞在の目的・研究目的をフランス官憲が吟味し、当該留学生が、フランスと留学生自身の出身国にとて何らかの利益をもたらすかどうかを入念に調査した上で、滞在許可証発行の可・不可について判断していくことを発表した。

20) "Le Parti socialiste stigmatise l'impuissance du gouvernement", *Le Monde*, 4 Novembre 2005.

21) 「県庁から発行された正規の滞在許可（証明書）を持たない人」のこと。

22) フランスの医療保障制度の崩壊現象については、FNのジャン・マリ・ルペ（Jean-Marie LePen）も、移民がフランス人の富を食い潰す存在であると主張しており、常に移民に対する警戒と、国庫圧迫への危機感を喚起している。またサルコジ内相は、同演説で「フランスはヨーロッパの中でも群を抜いて社会保障が手厚い国ではあるが、現在、150000人もの不法移民が、フランス人のための医療制度を利用し、国家財政に大きな負担をかけている。しかも就学児童の就学権利を口実に不法滞在し、住居手当も受けている。またこうした社会保障制度を悪用して、出身国への仕送りや帰国後のための貯金にあてる不法移民が数多く存在するため、この悪循環を断ち切る方針を固める。」と移民政策の全面的見直しを訴えた。

2010年6月4日、本稿筆者が移民・統合・国民アイデンティティー・共同発展省のフランシス・エチエンヌ（Francis ETIENNE）移民局長とシルヴィー・モロー（Sylvie MOREAU）移民サービス課長へのインタビューを行った際にも、就学児童が家庭にいることを口実に不法滞在を続ける移民家族が今も絶えないことが指摘された。フランスでは親が不法滞在者であっても、その子どもは、ジュネーブ条約及び子どもの権利条約によって保護される対象となっており、地域の公立学校に通う権利が当然にあるとされている。そのため、子どもの保護者もまた、家族生活を営む権利によって守られ、強制退去処分の対象とならない事例が非常に多いことが、エチエンヌ移民局長とモロー課長によって指摘された。

23) "Villepin annonce un durcissement des conditions d'immigration en France", *Le Monde*, 29 Novembre, 2005.

た不法移民及び国際偽装結婚の撲滅強化を訴えた。つまり、この期に及んでは、治安悪化や財政負担などの諸問題に対応していくことが早急に望まれており、もはや政治家個人の個人的好惡の感情や政治的駆け引きを全く度外視した、現実的かつ制度化された移民政策の実現が望まれていたと考えられる。こうしてサルコジ内相は、自身が議長を務める移民規制委員会において、通称サルコジ2006年移民法の内容とその目的を明らかにし、自らが2007年大統領選挙に出馬する意向であることを明言した。

## 2. EUレベルでの動き

ここまででは主に、フランス国内における移民政策の動向について、仏政府が既存の移民統合モデルから新たな統合モデルを模索していく過程を分析した。しかし冒頭で述べたように、シェンゲン領域内における共通移民政策の動きは、EUにおける共同体化が進められる中で、少なからずフランスの移民政策に影響を与えてきた。また、サルコジ内相が2006年移民法の草案と選択的移民受け入れ制度の導入を発表する約1カ月前、欧州委員会による緑書が提出されたが、結果的には、同書に盛り込まれたクオータ制度は加盟各国内における移民政策に対し、大きく制限をかける制度として、フランスやドイツ、イギリスは採用しない考えを表明した。ところが一方では、サルコジ2006年移民法の「選ばれた移民」としての選考基準には、移民の職業や学歴・国籍によって滞在許可や労働許可が付与されるか否かという視点が設けられた。つまり、2006年移民法で示された「選ばれた移民」政策の基準は、欧州委員会によるクオータ制度の考えが反映された基準として考えられるのである。そこで本節では、特にサルコジ2006年移民法の策定要因として考えられるEUファクターを取り上げ、さらに欧州委員会が率先するEUレベルでの取り組みが、フランスにおける既存の統合政策にどのような影響を及ぼしてきたのかを分析する。

2005年1月11日、欧州委員会によってEU緑書が提出された。この緑書は、加盟国の経済的発展と不法移民による不法労働撤廃を目指し、各国が受け入れる移民の構成比率を、国籍別・職業別に定めるクオータ制度の導入を検討するよう呼び掛けるものであった。既に2001年の段階において、欧州委員会による共通の移民流入対策は、EUにおける最優先課題と据えられていたが、フランスやドイツなど移民を多く受け入れてきた国々の反対に遭ったため、以来、EUレベルにおけるクオータ制度の検討は行われてこなかった。ところが今回、再び欧州委員会において、各国へのクオータ制度の見直しが議題に上り、その2週間後には仏上院議会に報告書が提出された。同年6月には仏上院代表議会において同制度について議論がなされたものの、代表委員からは、国籍や職業による移民受入構成比を導入することは新たな差別を生みだす措置であり、何よりもフランスの統合モデル及び平等原則に反するとの批判があがった。また、クオータ制度は実質的に正規滞在移民を前提対象とした制度であり、不法移民撲滅を政策目標に掲げながらも、その目標に対しては何ら有効性を発揮しないとして、同制度の導入に関する消極的意見が多くを占めた。

こうしてフランスは、EUレベルでの移民受け入れ共通政策には極めて慎重な態度をとり、クオータ制度に則したシステムを採用しなかった<sup>24)</sup>。(しかし前述したように、サルコジ2006年移民法には、2005年1月に提出されたクオータ制度と同じく、移民の職業や学歴、国籍や経済状況を判断材料として、フランス社会及びフランス経済への貢献度に応じて、滞在許可の交付や労働許可交付の可否を判断する概念が盛り込まれた。)

さらに2006年3月22日、ドイツのハイリゲンダムにて、欧州各国の内相が集う非公式な会議が開催され<sup>25)</sup>、サルコジ内相の移民政策構想の一環である独仏共通政策が明らかになった。つまり、1985年の独仏を主軸としたシェンゲン協定に基づき、シェンゲン域内での自由移動を引き続き促進する一方で、領域外から領域内に入る際の検問警備をより強化していくべきであるとの考えが共有された。そして他のEU加盟諸国に対しても、移民削減に向けた方向性と歩調に合わせるべきであるとの進言を行い、ひいてはそのような努力が、移民の出身国との外交関係にも良い結果をもたらすと結論付けた<sup>26)</sup>。

また9・11事件以後、フランスに限らず、EU各国ではイスラム原理主義に対する警戒感に基づいた反イスラムの世論が高まりを見せていた。モスクや祈祷所への放火や、イスラム系の墓地が荒らされるなどの事件が数多く報告され<sup>27)</sup>、ヨーロッパ社会には「イスラム＝トラブルメーカー」との意識が広まっていた。さらに同事件を契機としてEU加盟各国の内務省及び司法省は、イスラム原理主義によるテロ行為に対して神経を尖らせており、テロ組織の温床及び資金源となりうるイスラムコミュニティーへの警戒感を急速に高めていた。特にフランスは1970年代以降、イスラム系の国々からテロの標的とされる事件が頻発し、1994年以降はアルジェリア系の武装集団による襲撃テロやエールフランス機ハイジャック事件を経験してきた<sup>28)</sup>。つまりフランスにとって9・11事件は、かつての苦い経験を再び想起させる出来事であり、テロ予防策としてのテロリストの検出や取り締まりは焦眉の急とされていた。こうした背景を踏まえ、サルコジ内相は同相に就任以来、司法と密接な連携をとりながら、治安回復とイスラム過激派を含めた不法移民の排除を最優先課題とした。ところが、フランスにとっての直接的被害はなかったものの、2004年にはマドリードにおいて列車爆発テロ事件が起り、翌年にはロンドンで地下鉄同時多発テロが起った。いずれ多くの死傷者を出したことに加え、加害者側が事件を起こした国の市民権や国籍を持ちながらも、イスラ

24) 最終的にクオータ制度を積極的に導入したのは、同時期に労働人口絶対数が不足していたイタリアやスペインだけであった。

25) "Au G6, la France défend le projet d'une police européenne", *Le Monde*, 22 Mars, 2006.スペインのスアレス内相、イギリスのクラーク内相、ポーランドのドルン内相、ドイツのジョイブレ内相、イタリアのレンツィ外交顧問、フランスからはサルコジ内相の代理として、警察庁長官のゴダン長官が出席した。

26) "Au G6, la France défend le projet d'une police européenne", *Le Monde*, 22 Mars, 2006.この会議でゴダン長官が述べた内容として、政治的理由だけでなく、経済的理由も示されていた。例えば、イタリアを経由してフランスに入国し、フランスで摘発された不法移民の場合、国外退去措置を行う際の移民の出身国まで送り届ける航空券運賃はフランスが負担しており、その年間負担額は多大なものになる、という点である。そこで、それぞれのEU諸国が互いに経済的負担を掛けないよう、移民がEU圏内の最初に入国した国が責任を持って、移民の母国に送り返す努力をしていくよう呼びかけた。

27) 森千香子「フランスにおけるイスラーム・フォビアの新展開とその争点」『日本中東学会』第20巻第2号（2005年）、323-351頁では、反イスラム感情に基づく差別とその実態調査や報告書内容について詳細な分析がなされているだけでなく、フランス政府が実施したテロ対策もまた、目に見えにくい形でムスリムへの偏見や反感を加速させてことに言及している。

28) ジャン・ルイ・ブリュギエール「イスラム・テロの脅威：テロ対策におけるフランスのアプローチ」『警察学論集』第59巻第3号（2006年）、102-115頁。

ム原理主義のテロ分子として甚大な被害を与えたことは、EU全体としての移民政策及び安全対策の見直しをも喚起させることとなった<sup>29)</sup>。フランスもこうした事態を受け、テロを未然に防ぐため、サルコジ内相主導のもと、内務省内の国土監視局、中央総合監視情報局、司法省管轄の司法警察局テロ対策課、対外安全総局、憲兵隊を総動員し、テロリストの動向に監視の目を光らせることを急務とした<sup>30)</sup>。このような管理・監視政策をさらに具現化した政府の動きとして、2006年1月にテロ対策法を制定し、取り締まり困難地域やモスク等の礼拝所周辺などもビデオカメラにより監視することを可能にした。さらに2005年暴動が勃発する直前、サルコジ内相は治安対策の一環として、治安困難地域に機動隊と憲兵隊の常駐を宣言していた。

マーストリヒト条約発効以来、EU加盟国は、不法移民を排除する方針に基づいた共通の政策を目指してきたものの、国益や経済、治安や社会福祉政策による財政負担などの諸問題から各国間の議論が食い違い、EU圏内における共通移民政策策定の過程は困難を極めてきた。また、かつてはヨーロッパにおける少子化問題や労働人口の不足などを補うために必要とされ、ヨーロッパ社会に多元的価値をもたらした移民は、イスラムの可視化やヨーロッパ各国における既存の統合モデルに対する見直しが進むにつれて、不信や排除の対象となってきた。さらに、一見したところヨーロッパ各国の統合モデルに順応しているかのように見えた人物によるテロやテロ未遂事件は、ヨーロッパ社会に大きな不安を与えながら、実質的なテロ防止措置を取ることは至難の業であることを明示してきた。そしてその結果、人々の自由移動が拡大化していく今日において、国民国家の安全を守るために、既に受け入れ社会において統合したとみなされている人々や、EU外圍国境を隔てた場所から流入してくる移民に対して、あらためてセキュリティ管理を厳格化させていくことが是認される政治的潮流を生みだしてきたと言えるであろう。

### 3. 「選ばれた移民政策」をめぐるフランス国内社会の動き

ここで目を再びフランス国内に移すと、2006年年頭のシラク大統領による所信表明演説の後、移民擁護団体は、サルコジ内相主導による入国審査及び移民政策全般に関する厳格化に対し、非難の声を上げていた<sup>31)</sup>。移民擁護団体は、2006年移民法が非人道的かつ人種差別的であり、基本的人権を根本から否定する法であるとして、断固として闘う意思を示した<sup>32)</sup>。

29) 2006年5月30日、警察政策研究センターにおいて「イスラム社会とフランスのテロ対策」研究会が開催された。当研究会において、フランスのジャン＝フランソワ・クレール内務省国土監視局次長が「フランスにおけるイスラム過激派テロ対策」と題した講演を行った。その中で同次長は、司法と連携を行い、できるだけ多くの人を逮捕することを早急の課題に据えていることを述べ、ユーロボールの機能強化を充実させる必要性や、ビデオカメラによる監視や盗聴を行うことによる情報収集の重要性を強調した。ジャン＝フランソワ・クレール「フランスにおけるイスラム過激派テロ対策」『警察学論集』第59巻第3号（2006年）、116-124頁。

30) 高山直也「フランスのテロリズム対策」『外国の立法』第228号（2006年）、113-132頁。

31) 参加した移民擁護団体は la Cimade、la Fasti (Fédération des associations de solidarité avec les travailleurs immigrés)、le Gisti (Groupe d'intervention et de soutien aux travailleurs immigrés)、la LDH (Ligue des droits de l'homme)、le MRAP (Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples) とサン・バビエのグループ。

32) "Tolle des associations contre le projet de loi sur l'immigration de Nicolas Sarkozy", *Le Monde*, 3 Janvier, 2006. 移民擁護団体は、サルコジ内相が前年11月に上院議会において、不法移民が社会の不安定化を招く要因であると述べたことと、

サルコジ2006年移民法の草案が閣僚会議に提出されると、同法の重要骨子として政府があらためて移民に対し、フランス的統合概念を受け入れ、フランス語についての充分な知識を要求する内容であることが明らかにされた。このような政府の考え方に対し、怒りを持つ人々や国外退去措置を恐れる15000人にも上る人々は抗議デモを行った。およそ350団体にも上る移民擁護団体が組織したこのデモは、サルコジ内相が移民を「使い捨ての移民」と見做していることを非難するとともに、2006年移民法の策定は、個人生活や家族的つながりを無視した基本的人権の剥奪行為であると批判した<sup>33)</sup>。

さらに4月20日に発行された『ラ・クロワ』紙では<sup>34)</sup>、サルコジ内相がカトリック、プロテスチアント、東方正教会のそれぞれの宗教団体代表者宛てに、2006年移民法への理解を求める書簡を送っていたことが明らかにされた<sup>35)</sup>。1990年代半ば以降、フランスにおいて移民政策が厳格化される度、サン・パピエやイスラム系の不法移民たちはカトリック系の教会を占拠する事件を起こしており、教会側もそうした人々を庇護する砦としての役割を果たしてきた。このためサルコジ内相は、2006年移民法による厳格化が進んだ際、同様の事件が起こることを警戒したために、あらかじめ宗教関係者への根回しを行い、協力を求める必要があった。しかし同内相の思惑もむなしく、上記三宗教の代表責任者は、2006年移民法に盛り込まれた移民への選別的視点はもとより、サルコジ内相の選挙至上主義的かつ大衆迎合的政治手段を批判する反対意見を表明し、ドヴィルパン首相宛てにもサルコジ同法を批判する内容の共同書簡を送った。

政府内からだけでなく、宗教関係者や左派政党傘下の労働組合、人権団体等からことごとく非難の対象となったサルコジ内相は、今度はUMPの党大会において「フランスに滞在していることを苦痛に感じる者は、フランスを即座に離れれば良い。」と力説した。多くのメディアはこの発言を、極右政党FNのスローガンをそっくり模倣し、移民やサン・パピエの人々を挑発した表現として取り上げた<sup>36)</sup>。この件に関して同内相は、党派やイデオロギーにかかわらず真理をついた言葉であるとして一蹴し、「選ばれた移民」政策は、世界中のあらゆる民主主義国家で行われており、人種差別を助長すると危惧される移民選別政策は、むしろ人種差別を撤廃していくにあたり必要不可欠な措置であると主張した<sup>37)</sup>。

---

2007年大統領選挙を視野に入れた昨今のサルコジ内相の手法と主張について、極右政党の掲げる排外的主張に酷似してきていることを指摘した。

33) "Manifestation à Paris contre 'immigration jetable' à l'appel de 350 associations.", *Le Monde*, 2 Avril, 2006.

34) 『ラ・クロワ (La Croix)』紙は、カトリック教会から出版されている日刊紙である。

35) "Nicolas Sarkozy écrit aux Eglises hostiles à son projet de loi sur l'immigration", *Le Monde*, 20 Avril, 2006.

36) "Le PS souhaite une immigration concertée mais ne tranche pas sur les regularizations", *Le Monde*, 25 Avril, 2006. 移民擁護派で社会党に所属するラング議員が、同日のテレビ番組内において、サルコジ内相の政治手法はFN支持者をも自らの支持層に引き込もうとする手段であるとして批判した。さらに4月27日に、ル・モンド紙の記者がサルコジ内相にインタビューを行い、同内相の主張がFNのスローガンに酷似していることを指摘した際、サルコジ内相は、彼自身とルペン党首との対比は、マスコミや宗教関係者、左派諸政党や左派政党傘下の労働組合が、サルコジ内相のことを揶揄し、揚げ足取りをしているだけに過ぎないと切り返した。なお、本稿筆者は2010年5月1日にFNが恒例として行っているパレードに參加した。パレードでは、FNのジャン・マリ・ルペン (Jean-Marie LePen) 党首、ブルーノ・ゴルニッシュ (Bruno Gollnisch) 副党首とマリヌ・ルペン (Marine LePen) 副党首、その他FNを出身政党とする地方県会議員を閑みながら、パレードに参加したFN支持者が“Aimer la France, ou quitter la France! (フランスを愛するか、フランスを去るか)”とシェブリコールを行っていた。

37) 加えてサルコジ内相は「移民イコール犯罪集団と考える極右の理論や、ゼノフォビアを引き起こす極左集団の考え方から距

また、サルコジ内相主導による国外退去措置が加速される一方で、不法移民の親のもとに生まれてきた子どもの権利保護についてメディアの焦点が当てられると、やがて同内相の主張は、子どもの権利条約及び人権保護の観点から問題視されるようになり、以降、サルコジ内相はサン・パピエの子どもたちの権利や行政処分について一切言及しなくなった。ここで、2007年大統領選挙を睨み、大衆による非難の対象となりうる機会や自らのイメージ低下につながる動きを徹底的に排除しようとするサルコジ内相の姿が明らかにされた。

#### 4. 2006年移民法の審議過程

国民議会において2006年移民法に関する読会と審議が開始されると、同法は党派を超えて非難的となった。サルコジ内相は昨秋のパリ大暴動を、これまでの政権が移民政策を制度化しないまま、長年にわたり移民政策に着手することをタブー視し続けてきた結果を端的に表す現象と位置付けた。また抜本的な移民政策を行う第一歩として、伝統的右派も左派も、まずは既存の移民統合システムが破綻したことを認めるべきであると訴えた。そして今後は、フランス的統合概念に適応しうる移民、及び経済的貢献度の高い移民のみを、仏政府が選別的に受け入れていく必要性を訴えた。ところが、移民やサン・パピエに対し、経済情勢や社会的動向に応じて、彼らに大量の滞在合法化認めてきた伝統的右派や左派政党にとって、サルコジ内相の指摘は彼らの政策を失策として批判していることに他ならなかった。そして、他者による政策を批判すると同時に、自らの達成事項を繰り返し大衆に強調する同内相の政治手法については、右派左派を超えた多くの議員が、サルコジ自身による過剰な自己宣伝として捉えていた。その上で、サルコジ内相が大統領職を狙う作戦の一環として、移民政策及び移民問題に対する大衆の意識を活性化させるために、あらためて2006年移民法を策定する意図があるのではないかとの憶測が飛び交っていた<sup>38)</sup>。

サルコジ2006年移民法案については、国家が人々を選別する概念と手法に反対する左派諸政党から、多くの修正案が提出された。彼らは、移民個人の学歴や資格などの属性を判断材料として、フランス社会にとって有益か無益かを決定することについて、重大な人権侵害にあたると考えていた。ところが国民議会において、同法の採択可否について投票が行われると、社会党、共産党、緑の党による反対票が164票であるのに対し、UMPとUDFによる賛成票が367票にのぼり、同法案は国民議会を通過した<sup>39)</sup>。つまり、伝統的右派議員の多くはサルコジ内相のとる政策に異議を唱えながらも、不法移民や家族的つながりを理由に入国してくる移民に対しては、法治主義に則り、厳正に対処していくべきであるとして、サルコジ2006年移民法に対しては肯定的な考えを示したのである。しかし多くの社会党議員は、同法が国民議会を通過することについて、外国人嫌悪が加速す

離を置いて、移民の受け入れについて議論していかなくてはいけない。」と述べ、社会党のローラン・ファビウス議員がかつて「すべての不法移民はフランス人になれる」と述べた結果が現在の困難な状況を作り出したのであり、今日においてはEUの基本理念さえ揺るがすことになったと批判した。

38) "Précipitation", *le Monde*, 3 Mai, 2006.

39) "L'Assemblée a adopté le projet de loi sur l'immigration malgré l'opposition des associations", *Le Monde*, 17 May, 2006.

ることへの懸念や、サルコジ内相の選挙至上主義、昨今における政治家の人権意識の希薄さ等を嘆くコメントを次々に発表した。

2006年移民法が国民議会を通過した当日、同法には緊急宣言が付された。その1ヶ月後、元老院の憲法議会委員会において同法の採択をめぐる投票が行われ、元老院の諮問を経た後に、憲法院によっても違憲性なしと認められた。

上記の2006年移民法審議過程において注目すべき点は、移民の選別的視点と、移民政策を自己宣伝及び選挙対策に活用したサルコジ内相の政治手法に対しては、主に左派政党からの批判が集中したもの、緊急に実効性のある移民政策を採っていくべきであるとの意識は党派を超えて共有された、という点である。つまり2006年移民法採択は、右派も左派も長年にわたって移民問題を腫れものに触る扱いでタブー視し続けたあまり、現在の深刻な状況を招いているという意識に基づいた結果であり、不法移民やフランスの統合概念に合致しないペーパー・フランス人を、極力排除していくとするコンセンサスを得た結果であると考えられる。

## おわりに

本稿では、サルコジ内相が2002年に就任して以来、常に治安対策と移民問題をリンクさせ、同じ党に属する政治家から激しく非難されながらも、彼自身の職権を支えとして2006年移民法が策定されるまでの過程を明らかにした。この流れをつぶさに分析することにより、長年にわたってタブーとされてきた問題領域に挑戦し、変革を訴えたサルコジ内相が、行き詰った従来の移民統合モデルの転換を図ろうとしていたことが分かる。

従来、伝統的右派に属する多くの政治家は、人種差別主義者のレッテルを張られることを恐れるあまり、移民問題の根本的な問題解決を先延ばしにしてきた。そして建前上は、フランスの統合概念を理解し、同概念に適応していく意思のある者であれば、個人の属性にかかわらずフランス社会を形成する一員として認める立場をとっていた。ところが2002年大統領選挙を契機として、不法移民や家族連れの移民が増加の一途をたどっていることがメディアにおいて取り上げられ、治安悪化や宗教的対立等の問題が、社会階層を超えて人々の注目を集めようになり、移民政策はもはやタブーとされる政治領域ではなくなった<sup>40)</sup>。そして、この機を境に、仏国内社会における不安分子と見なされる不法移民や、フランス経済にとって負担の重い家族連れ移民を徹底的に排除していく、新たな統合モデルが模索されるようになった。また、人権理念を至上価値として移民を擁護してきた社会党の政策は、不法移民やペーパー・フランス人の増加現象を加速させ、彼らの既得権益

40) 本稿筆者は2010年3月より同年夏まで、パリ政治学院において、カトリーヌ・ヴィートル・ドゥ・ヴェンデン (Catherine Wihtol de Wenden) 教授に師事し、シアンスポにおける授業及び各種シンポジウムに出席した。その際、同教授は近年の移民政策に絶大な影響を与え、世論形成の過程で看過できない力を持つアクターとして、メディアの存在を挙げた。そしてメディアによって近年は政治の大衆化が促進され、伝統的なエリート主導の政治形態から、より多様化・複雑化したアクターが参加する政治システムへと形を変えつつあることが指摘された。また従来、フランス政治において軽視されがちであったメディアと世論の存在は、現在では新たな研究分析対象となり得ることも指摘された。

を保護する一方で、ネイティブなフランス人の諸権利を奪う失策として認識された。この結果、社会党の政策は、時代にそぐわないインテリゲンツィアの意見として軽視され、世論の支持を得られない主張として認識されるようになった<sup>41)</sup>。

冒頭で述べたように、2006年移民法は、制度化された移民政策を模索する政策であると同時に、フランス経済にとって有益であるか否かの選別的視点及び経済的効率性を基軸とした政策と、EU外団国境を隔てた非ヨーロッパ系移民に対する警戒及び社会的排除をも加味したものであると言えよう。本稿でも詳説したように、サルコジ内相は2006年移民法を策定するにあたり、キリスト教関係者には同意と理解協力を求めるよう熱心に働きかける一方で、テロリズム及び暴動行為への不安やイスラム恐怖症の機運を煽り、キリスト教文化圏社会対イスラム教文化圏社会という対立構造を、一般社会に再認識させてきた。そしてこうした対立構造を基盤として、サルコジ内相は宗教的非対称性と社会的格差及び経済的格差を政治課題と絡め、イスラム系移民を自身の問題意識及び政策の核心に据えることで、自らの政治課題としても、移民を含めたフランス社会全体における議論としても活性化させ、自身の支持率上昇及び2007年大統領選挙への道筋を形成していった。

1993年のマーストリヒト条約発効以後、ヨーロッパにおいてEU域内出身者の自由移動や権利獲得が加速度的に進む一方で、EUを構成する各国は、EU共通の外団国境における警備強化を協同促進させてきた。その結果、移民や外国人の入国・滞在資格審査においてEU域外出身者とEU域内出身者との隔たりが顕在化し、EU域外出身者に対する警戒心を増幅させる政治的システムへと変化してきた。こうしたメカニズムに加え、フランスを含めた欧洲においては、失業率増加や犯罪率上昇といった社会不安の要素が、移民の流入やイスラムの可視化及び脅威と強固に結び付けられ、移民排外主義的傾向へと振り子を揺らすこととなった。

フランスの移民政策及びEU共通の移民政策は、フランスの国内社会やEU共同体内における様々な議論点や、緊張を含む矛盾点を抱えながら進められ、国境線を超えるヒトの流入阻止と排外促進が容易ではないことを証明してきた。サルコジ内相が率先して策定した2006年移民法は、一瞥したところ単に不法移民やサン・パピエを減少させ、フランス社会の安定を最終的目標に設定したものに見える。しかし、本稿で見てきたように、それはむしろ、フランスの威信を賭けた経済的安定と上昇、そしてEU内における信頼ある盟主としての主導権を狙い、その足掛かりとしてイスラムの脅威を排除した国家モデルの形成と成功を目指して作成されたと見ることができるのではないだろうか。

41) 2010年5月11日、本稿筆者がタンドネ（Maxime TANDONNET）大統領府移民政策担当顧問へのインタビューを行った際、同顧問は社会党について、無責任な人道主義を広める偽善的インテリゲンツィアとして批判を行った。そして社会党による場当たり的な政策こそが、現在ではフランス人だけでなく、皮肉にもフランスに住む移民やサン・パピエの諸権利をも圧迫する結果を招いたと述べた。そして同顧問がサルコジ内相のもとで推進した「制度化された移民政策（immigration organisée）」は本来、フランス国籍や滞在許可証及び居住証の乱発を防ぎ、合法的移民と不法移民を区別した上で、合法的移民を国家が保護していく立場から策定したことを強調した。なお、2010年5月18日・19日に、FN党首であるジャン・マリ・ルペン（Jean-Marie LePen）党首にインタビューを行った際、ルペン党首はインテリゲンツィアや伝統的なエリートを徹底的に非難した。また自ら、自党がポピュリズムの政党であることを認め、社会党とは正対に、タブーやポリティカルコレクトネスを破る同党が人心を惹き付けている証拠として是認した。